

第7節 特定地域の公害防止対策

第1項 碓氷川・柳瀬川流域

1 概要 【環境保全課】

(1) 経過

富山県で発生したイタイイタイ病^{*1}についての厚生省（当時）の考え方が、昭和43年5月に発表され、カドミウム^{*2}による環境汚染問題が全国的に注目されました。本県でも、碓氷川・柳瀬川流域が、調査研究の対象地域とされました。

同年、県と国との共同で碓氷川・柳瀬川流域にある東邦亜鉛(株)安中製錬所の排水、同流域の河川水や川底の泥・砂、井戸水、水稲及び土壌等のカドミウム汚染に関する調査を行いました。この結果から、厚生省は昭和44年3月「カドミウムによる環境汚染に関する厚生省の見解と今後の対応」を発表し、碓氷川・柳瀬川流域を「要観察地域」に指定しました。それ以来、東邦亜鉛(株)安中製錬所の発生源調査及び発生源対策、同製錬所周辺の環境保全対策、住民保健対策、農作物対策等を行っています。

(2) 発生源対策

カドミウム、硫黄酸化物等の鉱害防止施設設置による改善対策の結果、現在では、排出濃度が排出基準^{*3}を大幅に下回っています。

(3) 損害賠償請求と公害防止協定^{*4}の締結

住民が会社に対して行った損害賠償請求については、昭和61年9月に裁判での和解が成立し、両者の間で公害防止協定が締結されました。

その後、協定に基づき、原告団及び弁護士等による製錬所への立入調査が行われ、平成3年4月には、会社と旧原告団等との間で、協定書に定めた事項の完了について確認書が取り交わされました。併せて、新たな公害防止協定が締結され、現在も3年ごとに継続して協定が締結されています。

2 環境調査 【環境保全課】

東邦亜鉛(株)安中製錬所周辺の大気汚染及び水質汚濁の状況を知るため、環境調査を行いました。

(1) 大気調査

ア 浮遊粒子状物質（SPM）中のカドミウム

表2-4-7-1に示す4地点で毎月試料を採取し、カドミウムの濃度を測定しています。各地点における空気1 m³中のカドミウム量の測定結果は、表2-4-7-2のとおりです。過去5年間の年平均値と比較して大きな変化は見られませんでした。

表2-4-7-1 SPM測定地点

地点番号	測定地点の位置
1	安中市野殿
4	〃 岩井
5	〃 中宿
6	〃 安中

^{*1}イタイイタイ病：富山県神通川流域に発生した腎病変と骨軟化症などを合併する病気です。身体中の骨がゆがんだりひびが入ったりして、患者が「痛い、痛い」と訴えることから、イタイイタイ病と命名されています。この病気は、神通川上流の三井金属鉱業(株)神岡製錬所が排出したカドミウムが原因となって腎障害、骨軟化症をきたし、これにカルシウムの不足などが加わり発症すると考えられています。

^{*2}カドミウム：やや青みを帯びた銀白色の金属で、亜鉛鉱物に伴って少量産出します。主な発生源は、亜鉛冶金工場、カドミウム製錬工場などです。体内に蓄積され、主に腎機能障害が生じる可能性があります。

^{*3}排出基準：「大気汚染防止法」において、ばい煙発生施設の排出口から大気中に排出されるばい煙の許容限度をいいます。「水質汚濁防止法」では排水基準、「騒音規制法」「振動規制法」では規制基準といえます。

^{*4}公害防止協定（環境保全協定）：地方公共団体と企業、住民団体と企業などとの間で、公害防止（環境保全）のために必要な措置を取り決める協定のことをいいます。公害規制法を補い、地域の特殊性に応じた有効な公害対策を弾力的に実施できるため、法律や条例の規制と並ぶ有力な公害防止（環境保全）上の手段として利用されています。

表2-4-7-2 平成29年度SPM及びカドミウムの測定結果

(単位：μg/m³)

地点 番号		平成29年										平成30年			平均値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1	SPM	11	21	11	15	15	17	9	16	11	15	6	12	13.3	
	カドミウム	0.00021	0.00063	0.00041	0.00110	0.00037	0.00020	0.00026	0.00049	0.00110	0.00033	0.00014	0.00021	0.00045	
4	SPM	9	23	14	13	20	16	8	18	10	16	7	15	14.1	
	カドミウム	0.0011	0.00028	0.00026	0.00024	0.00033	0.00016	0.00023	0.00042	0.00083	0.00046	0.00076	0.00047	0.000462	
5	SPM	7	21	12	11	18	13	11	18	12	16	5	13	13.1	
	カドミウム	0.0005	0.00033	0.00018	0.00025	0.0002	0.00038	0.00016	0.00034	0.00044	0.0003	0.00019	0.00017	0.000287	
6	SPM	4	19	10	7	36	13	6	12	9	7	2	10	11.3	
	カドミウム	0.00012	0.00028	0.0003	0.00014	0.00013	0.00026	0.000081	0.00025	0.00024	0.00015	0.000076	0.00013	0.00018	

(注) 1 ローボリウム・エア・サンプラーにより捕集した粒径10μm以下の粒子が対象です。
 2 この調査は、月1回、連続して96時間大気を吸引して行ったものです。

イ 降下ばいじん

東邦亜鉛(株)安中製錬所のばい煙発生施設等から排出されるばいじんによる汚染状態を把握するため、発生源近くの4地点にダストジャーを設置し、自然にあるいは雨によって降下してくるばいじんの総量及びばいじん中のカドミウム量を調査しています。比較のために太田市でも

同様に測定しています。

測定結果は、表2-4-7-3のとおりでした。安中市の測定結果は、過去5年間は、概ね横ばいですが、対照地点(太田市)に比べてカドミウムの降下量が多いことから、引き続き監視していきます。

表2-4-7-3 平成29年度降下ばいじん量及びカドミウム量

測定位置	発生源からの距離	降下ばいじん量	カドミウム量
		(t/km²/月)	(kg/km²/月)
安中市中宿①	1.0km以下	4.07	0.190
〃 中宿②		2.86	0.144
〃 岩井		2.52	0.190
〃 野殿		3.02	0.147
太田市西本町	40km	1.84	0.003

(2) 水質底質調査

水質調査は、烏川・碓氷川・柳瀬川の利水地点等の8地点及び東邦亜鉛(株)安中製錬所排水口2地点の計10地点において実施し、碓氷川の七曲橋並びに柳瀬川の柳瀬橋及び下の淀橋では毎月、その他の地点では年2回実施しました。

平成29年度の水質調査結果では、全ての地点で排水基準及び河川の環境基準に適合していました。

過去5年間に実施した調査のカドミウム及び亜鉛濃度の最大値、最小値及び平均値は、図2-4-7-1及び図2-4-7-2のとおりです(実施年

度、調査地点により年間の調査回数が異なります)。平成24年度の柳瀬川(下の淀橋)のみ、カドミウムが環境基準(基準0.003mg/Lに対し、最大値0.0090mg/L、平均値0.0073mg/L)を超過しました。平成24年度以降は、柳瀬川のカドミウムは低下傾向です。

また、底質調査は、水質調査地点のうち排水口2地点を除く8地点において、年2回実施しました。過去5年間に実施した調査のカドミウム及び亜鉛濃度の最大値、最小値及び平均値は、図2-4-7-3及び図2-4-7-4のとおりです。

図2-4-7-1 過去5年間の水質調査結果（カドミウム）

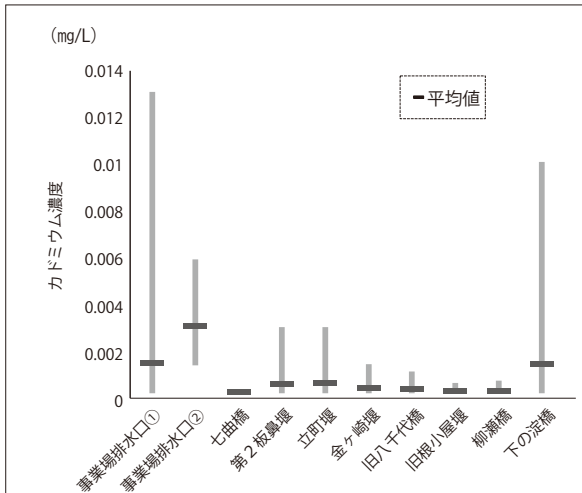


図2-4-7-2 過去5年間の水質調査結果（亜鉛）

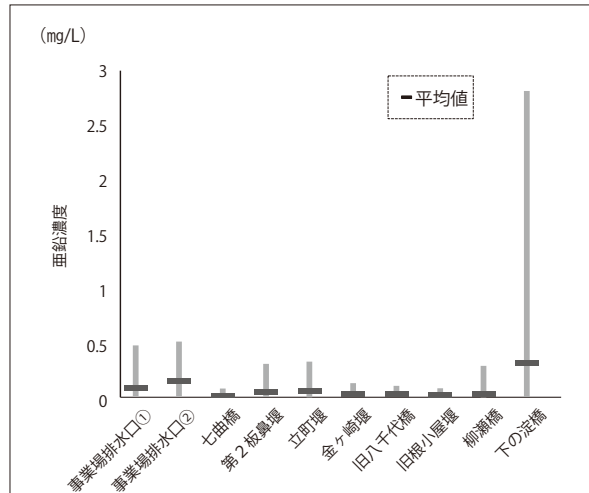


図2-4-7-3 過去5年間の底質調査結果（カドミウム）

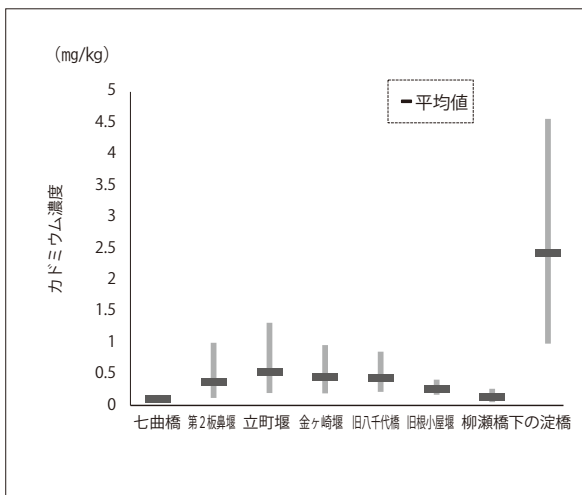
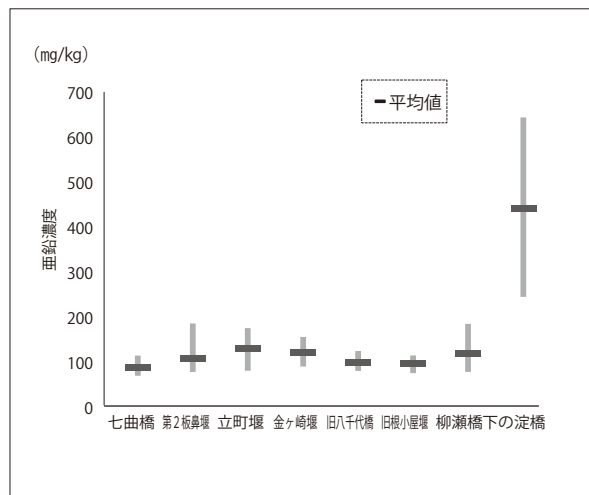


図2-4-7-4 過去5年間の底質調査結果（亜鉛）



3 住民健康調査 【保健予防課】

要観察地域等の住民を対象とした健康調査を、平成12年度まで延べ11,027人について実施しましたが、健康被害が疑われる人はいませんでした。

4 土壌汚染防止対策 【技術支援課】

(1) 農用地土壌汚染対策地域の指定

碓氷川・柳瀬川流域については、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づき、昭和47年4月にカドミウムに係る農用地土壌汚染対策地域として、118haの農用地を指定しました。

以降、昭和48年2月に11.66ha、昭和49年3月に4.42haを追加し、合計で134.08haが対策地域となりました。

(2) 農用地土壌汚染対策計画の策定

指定地域の汚染の防止及び有害物質の除去については、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づき、昭和47年8月に対策計画を定め、昭和51年3月及び昭和53年6月に追加指定した農用地を含めた計画に変更しました。

(3) 碓氷川流域公害防除特別土地改良事業の実施

昭和47年から50年まで農用地土壌汚染対策計画に基づき、公害防除特別土地改良事業を実施し

ました。

有害物質は10～20cmの排土及び客土により除去し、事業面積は85.1haとなりました。

なお、事業費は769百万円となり、このうち75%を「公害防止事業費事業者負担法」に基づき事業者(汚染原因者)が負担しました。

(4) 事業効果の確認

県では、公害防除工事の効果を確認するために、指定地域内の農用地の土壤中の有害物質について継続して調査を行っています。

また、関係市や生産者団体では、コメ中の有害物質について、継続して調査を行っており、安全性を確認しています。

(5) 農用地土壌汚染対策地域の指定の解除

有害物質の除去や工場や住宅等、農用地以外に

土地利用が変更される等、指定の要件を満たさなくなった場合は、指定地域の解除を行うことができます。

こうした農用地について、昭和58年3月に105.20haの農用地土壌汚染対策地域の指定を解除しました。

指定の解除により平成29年度末の指定面積は28.88haとなっています。

(6) 未解除地域への対応

農用地土壌汚染対策計画の策定から40年あまりが経過しており、農用地の利用状況は計画策定時と大きく変わっています。

このため県では、未解除となっている農用地の土壌等調査や、土地所有者等の意向の確認を継続して行い、この結果に基づき、対策計画の見直しを行うこととしています。

第2項 渡良瀬川流域

1 概要 【環境保全課】

(1) 経過

渡良瀬川流域では、明治時代以来、足尾鋳山や足尾製錬所などからの排水や鋳泥等によって、田畑は汚染されてきました。戦後になると、農家の石灰散布による酸性中和の努力や、鋳山施設の改善、土地改良事業などによって、被害が軽減する傾向にありました。

しかし、昭和33年5月に源五郎沢堆積場が崩れ、金属の精錬かす等が流出し、再び水稲や麦などの作物に大変な被害が発生しました。この被害に対し鋳毒根絶の運動が再燃し、同年8月には「渡良瀬川鋳毒根絶期成同盟会」が結成されました。

県は、昭和27年から銅^{*5}対策として各種の調査などを行ってきましたが、昭和45年に収穫された米がカドミウムに汚染されていたため、昭和46年度にカドミウムの発生源を探す調査をしました。その結果、昭和47年4月に「流域水田土壌のカドミウムによる汚染源については、その原因が古河鋳業(株)の鋳山施設に由来するものであると結論せざるを得ない。」ことを発表しました。

(2) 公害防止協定の締結

県は、栃木県、桐生市及び太田市とともに、昭和51年7月30日、古河鋳業(株)(現在:古河機械金属(株))との間に公害防止協定を結び、さらに、昭和53年6月15日、協定に基づく協定細目を結びました。

(3) 損害賠償請求

汚染された田畑への被害等については、被害の大きかった太田市毛利田地区の住民が、「公害紛争処理法」に基づき公害等調整委員会に古河鋳業(株)への損害賠償等を求める調停を申請し、昭和49年5月に被害補償金15億5千万円で調停が成立しました。この調停に続いて、古河鋳業(株)と直接交渉をしていた「桐生地区鋳毒対策委員会」は昭和50年11月に解決書を締結し、被害補償金2億3千5百万円で合意し、同様に「太田市葦川地区鋳毒根絶期成同盟会」も、昭和51年12月に解決書を締結し、被害補償金等1億1千万円で合意しました。さらに、毛里田地区被害住民のうち、申請もれになっていた住民が、公害等調整委員会に損害賠償を求める調停を申請し、昭和52年12月に390万円で和解しました。

^{*5}銅 (Cu): 赤味を帯びた金属で、湿った空気中で腐食して塩基性炭酸銅を生じ、硝酸その他の酸化性酸に溶解します。体内に蓄積する毒物ではなく、生体内で各種の酵素の作用に関与し、生理代謝機能に不可欠な金属で、成人は1日に2～3mg必要とされています。極めて高濃度な銅粉によって気道刺激がおこり、発汗、歯ぐきの着色が起こることが報告されています。

2 環境調査 【環境保全課】

(1) 河川通年調査

渡良瀬川では、本県に係る環境基準点（4地点）で通年調査が行われています。県では、このうち最も上流に位置する高津戸地点において、毎月の水質の調査をしています。

(2) 降雨時調査

平成29年8月8日台風5号、10月23日台風21号、平成30年3月9日低気圧に伴い足尾地域に大量の降雨があり渡良瀬川が増水しました。県では桐生市及び太田市とともに鉱山施設や周辺河川の水質調査を実施しました。また、渡良瀬川上流部（沢入発電所取水堰）に設置した自動採水器

（オートサンプラー）により1時間に1回の採水及び水質調査を行い、降雨時調査を補完しました。結果概要は表2-4-7-4のとおりです。

その結果、鉱山施設からは、公害防止協定に基づき定められた公害防止協定値を超える排水はありませんでした。また、いずれの堆積場からも排水はなく水質調査は実施しませんでした。

古河機械金属株式会社に対しては、渡良瀬川の水質保全のため、引き続き公害防止協定の遵守を要請しました。

過去5年の降雨時調査の実施総数は、13回（平成25年度：2回、平成26年度：4回、平成27年度：2回、平成28年度：2回、平成29年度：3回）です。

表2-4-7-4 平成29年度 降雨時調査結果

（分析結果単位：mg/L）

実施日		平成29年8月8日	平成29年10月23日	平成30年3月9日	
足尾町雨量	総雨量	96.0mm (8月7日20時～ 8月8日11時)	151.0mm (10月21日18時～ 10月23日7時)	109.5mm (3月8日10時～ 3月9日8時)	
	最大時間雨量	29.0mm (8月7日22時)	15.5mm (10月23日4時)	12.5mm (3月9日2時)	
採水分析結果	古河機械金属株式会社 足尾事業所内の排水口		2地点とも全ての調査項目について公害防止協定値以下。		
	オートセイ岩 から 上流域の河川	銅	<0.01～0.23	0.01～0.40	<0.01～0.06
		ヒ素	0.002～0.027	0.002～0.018	0.001～0.010
		亜鉛	0.01～0.11	0.01～0.11	0.01～0.06
		鉛	<0.005～0.081	<0.005～0.048	<0.005～0.015
	高津戸地点	カドミウム	<0.0003～0.0012	<0.0003～0.0009	<0.0003～0.0005
		銅	<0.01	0.01	<0.01
		ヒ素	0.003	0.004	0.002
		亜鉛	0.01	0.02	<0.01
	オートサンプ ラーによる採 水分析結果	鉛	<0.005	<0.005	<0.005
カドミウム		<0.0003	<0.0003	<0.0003	
採水時間		8月7日22時50分～ 8月8日10時50分	10月22日18時50分～ 10月23日10時50分	機器の不調により 調査を行わず	
最大値		銅	0.20		
	ヒ素	0.057	0.044		
	亜鉛	0.21	0.18		
	鉛	0.16	0.073		
カドミウム	0.0022	0.0017			

3 土壤汚染防止対策 【技術支援課】

(1) 農用地土壤汚染対策地域の指定

渡良瀬川流域については、「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」に基づき、昭和47年5月にカドミウムに係る農用地土壤汚染対策地域として37.62haの農用地を指定しました。

以降、昭和49年3月にカドミウム対策地域として指定した37.62haを含めて、銅に係る対策地域として359.80ha、平成11年2月に1.52ha、平成15年8月に1.17ha、平成16年12月に0.29haを銅に係る対策地域として追加指定し、合計で362.78haが対策地域となりました。

(2) 農用地土壤汚染対策計画の決定

指定地域の汚染の防止及び有害物質の除去については、「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」に基づき、昭和55年10月に対策計画を定め、その後、平成11年3月及び平成17年3月に追加指定した農用地を含めた計画に変更しました。

(3) 渡良瀬川流域地区公害防除事業の実施

昭和57年から平成11年まで及び平成17年に農用地土壤汚染対策計画に基づき、公害防除特別土地改良事業を実施しました。

有害物質は、銅対策地域で5～16cm、カドミウム対策地域では20cmの排土、客土等により除

去し、事業面積は298.86haとなりました。

なお、事業費は5,438百万円となり、このうち51%を「公害防止事業費事業者負担法」に基づき、事業者（汚染原因者）が負担しました。

(4) 事業効果の確認

県では、公害防除工事の効果を確認するために、指定地域内の農用地の土壤及びコメ中の有害物質について継続して調査を行っています。

また、関係市町や農業者団体が構成される渡良瀬川鉍毒根絶期成同盟会では、渡良瀬川の水質調査や足尾銅山周辺事業地における鉍害防止事業の実施状況等の調査を行い再び汚染されることのないよう監視活動を行っています。

(5) 農用地土壤汚染対策地域の指定の解除

有害物質の除去や工場や住宅等、農用地以外に土地利用が変更される等、指定の要件を満たさなくなった場合は、指定地域の解除を行うことができます。

こうした農用地について、昭和61年3月に57.55ha、平成2年1月に83.71ha、平成6年1月に167.78ha、平成29年12月に42.02haの農用地土壤汚染対策地域の指定を解除しました。

指定の解除により平成29年度末の指定面積は11.72haとなっています。

4 公害防止協定 【環境保全課】

(1) 公害防止協議会

公害防止協定（昭和51年7月30日締結）及び公害防止協定細目（昭和53年6月15日締結）に基づき、各当事者（三者：栃木県・群馬県・古河機械金属㈱、四者：群馬県・桐生市・太田市・古河機械金属㈱）で構成しています。

平成29年度は8月に定例の公害防止協議会（三者及び四者）を開催しました。

(2) 立入調査の実施

古河機械金属㈱が行っている鉍害防止事業の実施状況や鉍廃水許容限度の遵守状況を監視するため、群馬県・桐生市・太田市による立入調査を実施しました。

ア 平水時水質調査

7回調査を行い、河川や坑廃水の水質に異

常がないことを確認しました。

結果概要は表2-4-7-5のとおりです。

イ 鉍害防止事業進捗状況調査

立入調査を2回行い、使用済堆積場の緑化の進捗や坑廃水処理施設の管理状況を確認しました。

(3) 山元対策

足尾鉍山には、14の堆積場があり、現在使用中の堆積場は、簗子橋堆積場だけです。使用済の堆積場については、古河機械金属㈱が、鉍害防止事業等を行ってきた結果、渡良瀬川の水質は平水時では問題がみられなくなりました。

一方で降雨時には、渡良瀬川の流量が大きく増加するのに併せ、一時的ですが、渡良瀬川の重金属濃度が環境基準値を超過することがあります。

このため、同社に対して堆積場の管理の徹底や更なる鉱害防止事業の実施を要請しています。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響で、再び源五郎沢堆積場が崩落する事故が起きました。これを踏まえて、同社に対して再発を防止する恒久対策事業を完工するよう要

請を行いました。同社は平成27年7月30日までに恒久対策工事を完了させ、関東東北産業保安監督部へ特定施設の使用開始届を提出しました。

同社の実施した鉱害防止事業の内容については、表2-4-7-6のとおりです。

表2-4-7-5 平成29年度平水時水質調査結果

(単位：mg/L (pHを除く))

測定地点	測定値	pH	浮遊物質	銅	ヒ素	亜鉛	鉛	カドミウム
中才浄水場排水口	平均値	7.2	1	0.03	<0.001	0.06	<0.005	0.0007
	最小値	7.2	<1	0.01	<0.001	0.03	<0.005	0.0003
	最大値	7.3	1	0.06	<0.001	0.11	<0.005	0.0015
箕子橋堆積場上澄水	平均値	7.5	<1	<0.01	0.003	0.01	<0.005	0.0003
	最小値	7.4	<1	<0.01	0.003	0.01	<0.005	<0.0003
	最大値	7.6	<1	<0.01	0.004	0.01	<0.005	0.0004
公害防止協定値		5.8~8.6	—	0.91	0.07	3.5	0.07	0.07
沢入発電所取水堰	平均値	7.4	<1	0.01	0.003	0.01	<0.005	<0.0003
	最小値	7.3	<1	<0.01	0.002	0.01	<0.005	<0.0003
	最大値	7.6	<1	0.02	0.004	0.02	<0.005	<0.0003
渋川橋下	平均値	7.2	<1	<0.01	0.003	0.01	<0.005	<0.0003
	最小値	7.1	<1	<0.01	0.002	<0.01	<0.005	<0.0003
	最大値	7.4	<1	<0.01	0.004	0.02	<0.005	<0.0003
切幹橋下	平均値	7.4	<1	0.02	0.003	0.03	<0.005	<0.0003
	最小値	7.4	<1	0.01	0.001	0.02	<0.005	<0.0003
	最大値	7.5	<1	0.06	0.004	0.05	<0.005	<0.0003
環境基準値 (A類型)		6.5~8.5	25	—	0.01	0.03	0.01	0.003

(注) 表中の<記号は、定量下限値未満を示します。

表2-4-7-6 鉱害防止事業内容

堆積場名 (事業内容：事業完了年度)

- ①源五郎沢 (覆土植栽：昭和47) ②小滝 (覆土植栽：昭和48) ③宇都野 (覆土植栽：昭和48) ④桧平 (覆土植栽：昭和48) ⑤畑尾 (覆土植栽：昭和49) ⑥砂畑 (覆土植栽：昭和49) ⑦京子内 (覆土植栽、場内舗装：昭和50) ⑧深沢 (覆土植栽：昭和51) ⑨原 (覆土植栽、堆積物一部除去：昭和55) ⑩高原木 (整形植栽、排水路整備：昭和60) ⑪松木 (汚染源除去、植栽：昭和61) ⑫天狗沢 (整形植栽、排水路整備：昭和61) ⑬有越沢 (整形植栽、排水路整備、吹き付け等による緑化、浸食流出防止対策：昭和62) ⑭源五郎沢 (地盤改良、かん止堤補強：平成27) ⑮原 (盛土、斜面安定化対策：平成27)



「水銀に関する水俣条約（Minamata Convention on Mercury）」について

1. 目的など

この条約は、先進国と途上国が協力して、水銀の供給、使用、排出、廃棄等の各段階で総合的な対策について世界的に取り組むことにより、水銀及び水銀化合物の人為的排出から人の健康及び環境を保護することを目的としており、採掘から流通、使用、廃棄に至る水銀のライフサイクルにわたる適正な管理と排出の削減を定め、越境汚染をはじめとする地球規模の水銀汚染の防止を目指すものです。

また、水俣条約という名前は、水俣病のような水銀による健康被害や環境破壊を二度と引き起こしてはならない、そのために水銀汚染対策を進めるという国際社会の強い決意を表すものです。

なお、本条約は、平成25年10月に熊本市・水俣市で開催された外交会議において採択され、平成29年8月16日に発効しました。

2. 採択までの経緯

国連環境計画（UNEP）は、平成13年に地球規模の水銀汚染に係る活動を開始し、翌平成14年には、人への影響や汚染実態をまとめた報告書（世界水銀アセスメント）を公表しました。これにより、石炭利用などによる人為的な水銀排出が、大気や水、生物中の水銀濃度や堆積速度を高めている状況を踏まえ、地球規模での水銀対策の必要性が認識されました。

平成21年に開催された第25回UNEP管理理事会では、水銀によるリスク削減のための法的拘束力のある文書を制定し、そのための政府間交渉委員会（INC）を設置し、平成22年に交渉を開始、平成25年までにとりまとめを目指すことが合意されました。

同委員会の第1回会合（INC1）は平成22年に開催され、平成25年1月に開催された第5回会合（INC5）において、国際的な水銀条約に関する条文案が合意され、条約の名称が「水銀に関する水俣条約」に決定されました。

同年10月、熊本市及び水俣市で外交会議及びその準備会合が開催され、本条約が全会一致で採択されました。

3. 日本の対応

条約締結に必要な法令整備を進め、平成28年2月2日に条約を締結しました。

また、外交会議において、途上国支援や水俣発の情報発信・交流に関する「MOYAIイニシアティブ」を表明し、この一環として、水銀マイナプログラム（MINAS）による途上国の水銀対策をアメリカ環境保護庁や国連環境計画、独立行政法人国際協力機構（JICA）等と密接に連携して進めています。



熊本県で開催された外交会議の様子